

令和6年度
おきなわ音楽月間運営業務
概要仕様書

沖縄市役所 経済文化部
文化芸能課

1. 業務名

おきなわ音楽月間運営業務

2. 趣旨・目的

音楽によるまちづくりを推進するため、10月から12月までの3ヶ月間を「おきなわ音楽月間」と位置付け、本市の音楽関連情報等の収集及び発信を行うとともに、音楽イベント等を開催することで、地域の賑わい創出を図る。

3. 委託期間

業務着手日から令和7年2月28日（金）まで

4. 業務内容

(1)市内音楽関連情報等の収集と発信業務

①音楽イベント情報の収集

- ・市内のライブハウスや各施設で開催される音楽イベント情報を収集すること。
- ・収集先へ掲載可否を確認するとともに、イベント集客数の報告に関して協力依頼を行うこと。

②SNSを活用した情報発信

- ・本業務で開催する音楽イベント情報について、おきなわ音楽月間専用のSNS（X、Instagram、Facebook）を活用し周知を図ること。
- ・音楽イベント情報は原則1ヵ月前までに掲載し適宜更新を行うこと。

③パンフレットの作成及び配布

- ・本件委託業務で開催する音楽イベントや、市内において民間主体で開催される音楽イベント、市内ライブハウスでのライブ情報などが掲載されたパンフレットを作成し、配布すること。
- ・制作部数は6,000部以上とする。（10月～12月の各月2,000部以上、デザイン例：A3二つ折り両面、カラー）

④イベントチラシの作成及び配布

- ・本件委託業務で開催する音楽イベントのチラシを作成し配布すること。
- ・製作部数は1,000部以上とする。（デザイン例：A4片面、カラー）

⑤市内音楽関連情報を発信する上で、ロゴマークを使用する場合は、本市が指定するものを使用すること。変更を希望する場合は本市と協議すること。

(2)まちなかLIVEの開催

- ①本市中心市街地の屋外において、まちなかLIVEを開催し、期間中の賑わいを創出すること。（中心市街地：コザ・ミュージックタウン1F音楽広場、ゲート通

- り、一番街、中央パークアベニュー など)
- ②地域内のまちづくりに携わっている者や、自治会・通り会等と調整を行い、意見を取り入れながらイベントを実施すること。
 - ③出演者においては、沖縄市在住者や出身者、沖縄市で活動している高校生や20代の若い世代を優先的に選定すること。
 - ④開催時期は、10月及び11月内の金曜日の18:00~21:00とし、各月1回以上開催すること。

(3)市制施行50周年記念イベント（50音（GO-ON～進み続ける～））の開催

- ①市制施行50周年を記念した音楽イベントとして、1974年～2024年の50年間で活躍した音楽関係者による50曲ライブを行うとともに、ノンストップ形式での開催や映像を活用した演出を行うなど、開催手法に工夫を凝らすこと。
また、本市が所有する音楽資料（写真・音源・DVD等）を活用し、本市の音楽歴史などに関連付けた上映等を行うこと。
- ②出演者は10組以上とし、沖縄市出身又は縁のあるアーティストを中心に選定すること。
- ③開催日程は令和6年12月内の土曜日又は日曜日とする。
- ④開催場所は市内の中心市街地内とし、以下を参考に選定すること。
屋内例：ミュージックタウン音市場、沖縄市民会館大ホール 等
屋外例：沖縄こどもの国、八重島公園 等
なお、以下の場所・日程は市で確保しており、会場費についても無料とする。
場所：沖縄市民会館大ホール
日程：12月7日（土）開催（確保日：12月6日～12月7日 終日 ※リハ含む）
12月8日（日）開催（確保日：12月7日～12月8日 終日 ※リハ含む）
- ⑤新聞掲載（県内新聞2紙）を行い、イベントを広くPRすること。
- ⑥ポスターを、50部以上作成し配布すること。（デザイン例：B2片面、カラー）

(4)各イベント共通事項

- ①イベント実施日の2ヶ月前迄に実施計画書を作成の上、市へ提出すること。
また、感染症拡大時でも対応可能な代替案を作成すること。
なお、実施後は速やかに実施報告書を提出すること。
- ②紙媒体及びSNS（X、Instagram、Facebook）を活用し、アンケート調査を実施すること。また、回答率が高まる工夫を行うとともに、調査内容は事前に市と調整し決定すること。
- ③イベントの詳細内容や出演者の選出にあたっては、事前に市と調整の上で決定すること。

- ④多種多様な音楽ジャンルで構成すること。
- ⑤屋外で実施するイベントについては、音量の調整や導線の確保等、周辺住民に十分配慮するとともに、雨天時の場合でも対応可能となるよう代替計画を作成すること。
- ⑥イベント来場者の料金は無料とする。
- ⑦チラシやポスターについては、多くの人が目を惹きやすいデザインとし、文字の大きさや図などは理解しやすいよう十分配慮すること。また、デザイン案については、印刷前に市に複数案提出し決定すること。
- ⑧チラシやポスターに係る配布先リスト（配布先・配布部数等）を作成し、市の了解を得て配布すること。
- ⑨出演者等へ、イベントを積極的に周知するよう依頼すること。

5. 音楽イベント等開催時における会場設営、全体進行、運営及び管理等業務について

- ①統括責任者を配置し、市の担当者及び事業関係者と密に連絡調整すること。
- ②準備、実施、撤収等の全行程において、安全、安心を最優先に確保し、十分な危機管理体制のもと業務運営を行うこと。
- ③道路使用許可申請など関係機関へ申請が必要な場合は、市と協議し、すみやかに手続きを行うこと。
- ④会場内における万が一の事故等に備え、必要に応じてイベント保険へ加入すること。
- ⑤鑑賞しやすい環境となるような工夫をすること。
- ⑥イベント全体の進行・裏方、場内整理、場外整理、案内、出演者対応、来場者対応（迷子、拾得物、クリーンスタッフ、アンケート）等、必要に応じてスタッフを配置し、業務を遂行すること。
- ⑦出演者及びスタッフの手配、各種調整、報酬等の支払いなど、すべての手続きを行うこと。

6. 事業の記録、アンケートの実施及び事業報告書、必要書類等の提出

本業務の遂行に当たっては、以下に掲げる書類等を遅延なく提出すること。

- ①業務着手時
 - ・着手届（紙媒体）1部
 - ・主任担当者等届（紙媒体）1部
 - ・その他指示する資料
- ②業務期間中
 - ・その他指示する資料
- ③業務完了時
 - ・完了届（紙媒体）1部

- ・引渡書（紙媒体）1部
 - ・事業報告書（紙媒体・電子媒体）各1部
 - ※紙媒体の規格は、原則A4カラーとする。
 - ※電子媒体は、原則DVDで提出すること。
 - ・本事業における音楽イベント等の写真及び映像の記録データ（電子媒体）1部
 - ・その他指示する資料
- ④事業の実施内容を写真や映像等で記録し、報告書とともに市に提出すること。報告書には、実施内容、実績（集客数等）、評価、課題考察を明確にすること。また、その他市が本事業における資料等を要求した場合は、それに応じること。
- ⑤アンケート調査の結果を集計し、分析結果をまとめ、市に提出すること。

7. 音楽著作権等

音楽著作権及びその他の権利使用料は、受託者が申請・支払を行い、領収書を報告書に添付すること。

8. 受託者の責務

- ①受託者の責務において、業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、緊急連絡網の作成・配布、避難誘導マニュアルの作成・周知・配布等の事故防止に関する必要な措置を講ずること。また、感染症等の拡大防止を図るため、スタッフ及び出演者等本業務に関わる全ての関係者へ感染予防対策を徹底させること。
- ②本契約の履行にあたって出演者に不測の事態などが発生した場合、市・受託者協議の上、受託者の責任において代役を充当すること。
- ③万一、事故等が発生した場合は、速やかに市に報告すること。
- ④関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受託者の責任において適切に行うこと。
- ⑤業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- ⑥本契約にかかる経費を適正に支出していることを明らかにする帳簿及び領収書等の証拠書類を整理し、事業を実施した翌年度から5年間保管すること。

9. 業務成果の帰属等

- ①本業務で取得した全ての財産は、本市へ帰属するものとする。
- ②本業務の実施により生じた著作物に係る全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、本市へ帰属するものとする。
- ③本業務の実施による成果物は、著作権上の権利関係を済ませたうえで納入すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託事業者の責任において対応するものとし、本市は責任を負わない。

10. その他留意事項

- ①本仕様書に定める事項について生じた疑義又は本仕様書について定めのない事項については、沖縄市と受託事業者双方で協議して解決するものとし、必要な事項は別に定めるものとする。
- ②災害、感染症等の不測の事態により市が事業中止の決定をした場合はその指示に従うこと。その場合、事業中止の決定日までに実施した業務について報告を行い、検査を受けること。検査に合格した場合は、事業中止の決定日までに発生した委託費を請求することができる。